

令和5年度 第1回上越市スポーツ推進審議会 次第

日 時 令和5年6月30日(金) 9時30分から  
場 所 教育プラザ 大会議室

1 開 会

2 任命書交付

3 挨拶 上越市教育委員会教育長 早川 義裕

4 自己紹介

名簿順に自己紹介

5 説 明

スポーツ推進審議会について (事務局) . . . . . 資料1

6 委員長、副委員長選出

- (1) 委員長、副委員長選出
- (2) 委員長、副委員長あいさつ

7 議 題

- (1) 第3次総合教育プランに基づく令和5年度のスポーツ施策  
スポーツ活動の充実【資料2-1】
  - ① スポーツ活動の普及推進
  - ② 総合型地域スポーツクラブ育成・支援事業
  - ③ スポーツ競技力の向上スポーツ環境の充実【資料2-2】
  - ① 体育施設の整備事業
- (2) 令和5年度スポーツ推進審議会の日程について . . . . . 資料3

8 その他

9 閉 会

# 令和5年度上越市スポーツ推進審議会委員名簿

(敬称略)

No	選出区分	氏名	備考	
			選出母体	任用
1	スポーツに関する学識 経験のある者	土田了輔	国立大学法人上越教育大学	再任
2	関係行政機関の職員	山田喜昭	新潟県高等学校体育連盟	再任
3		福田功	新潟県特別支援学校長会	新任
4		相澤顕	上越市中学校長会	再任
5		饒村泰世	上越市小学校長会	新任
6	スポーツを実践しその 活動に顕著な実績がみ とめられる者	熊木博幸	上越バレーボール協会	再任
7		市川重雄	上越市バスケットボール協会	再任
8	スポーツ団体の代表者	高橋正弘	一般財団法人上越市スポーツ協会	再任
9		春日清美	上越市レクリエーション協会	再任
10		國弘泰昌	上越市スポーツ少年団	新任
11		市川康男	上越SCネット	再任
12		川澄陽子	上越市身体障害者連絡協議会	再任
13		関川信之	上越市スポーツ推進委員会会議	新任
14	その他教育委員会が必要と認める者	飯塚正男	正和株式会社	新任

○上越市スポーツ推進審議会条例

昭和 46 年 4 月 29 日  
条例第 48 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 31 条の規定に基づき、上越市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

**(所掌事項)**

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) 法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第 35 条の規定により補助金の交付について意見を述べること。
- (3) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (4) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (5) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (6) スポーツ団体の育成に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) スポーツによる事故防止に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(委員)

第 3 条 審議会委員(以下「委員」という。)の定数は、15 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。この場合において、教育委員会は、市長の意見を聞かなければならない。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツを実践し、その活動に顕著な実績が認められる者
- (4) スポーツ団体の代表者
- (5) 公募に応じた市民
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

3 前項第 2 号の委員は、その職を辞したときは、委員を辞任するものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 3人以上の委員から会議に付議すべき事案を示して、審議会の招集について請求があったときは、委員長はこれを招集しなければならない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員が審議会に出席したときは、別に条例の定めるところにより報酬を支給する。ただし、第3条第2項第2号に該当する委員については、この限りでない。

2 委員が職務のため旅行したときは、別に条例の定めるところによりその費用を弁償する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の上越市スポーツ振興審議会条例(以下「改正前条例」という。)第4条第2項の規定により任命されている上越市スポーツ振興審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の上越市スポーツ推進審議会条例(以下「改正後条例」という。)第3条第2項の規定により上越市スポーツ推進審議会(以下「新審議会」という。)の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前条例第6条第1項の規定により選任された旧審議会の委員長又は副委員長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後条例第5条第1項の規定により新審議会の委員長又は副委員長として選任されたものとみなす。

## プラン 4 スポーツの振興

## 取組 4 - 1 スポーツ活動の充実

## □ 目標

健康づくりや体力づくり、生きがいをづくりや競技力の向上などの多様なスポーツ活動を通じて、人と地域が結び付き、活力のある地域社会を実現する。

## 1 スポーツ活動の普及推進

## (1) 目指す姿

- 多くの市民が、市内各所で、健康増進に向けた多様なスポーツに取り組める環境を目指す。

## (2) 取組方針

- スポーツへの関心の高まりを具体的な行動や実践へとつなげるため、総合型地域スポーツクラブやスポーツ協会等の各種スポーツ団体への支援や、スポーツ推進委員の参画により、健康の保持・増進を目的としたスポーツ教室やイベントなどの幅広いスポーツ活動を実施する。

## (3) 取組内容

- スポーツ推進委員によるスポーツの指導・啓発（延べ 493 人派遣 2,736 千円）
  - ニュースポーツや健康・体力づくり運動等の教室、スポーツイベントに指導者としてスポーツ推進委員を派遣し、市内全域で、日常的にスポーツができる環境づくりをめざす。
- スポーツ大会・教室、各種団体等の支援（補助金・交付金）（21,486 千円）
  - 有田地区体育・レクリエーション事業補助金・うらすばマラソン大会開催事業補助金・団体結成 20 周年記念事業（中郷区）（1,119 千円）
  - スポーツ指導者養成事業補助金（880 千円）
  - スポーツアスリート育成強化事業補助金（2,100 千円）
  - 上越市スポーツ協会運営費補助金（7,472 千円）
  - スポーツ施設借上料等補助金（923 千円）
  - 各種スポーツ大会補助金（8,992 千円）
- 上越一健康運動プログラム（J-WELLNESS）（66 千円）
  - 上越教育大学、健康づくり推進課、スポーツ推進課が連携し、生活習慣の改善と健康スポーツの推進による、生活年齢の引き下げをめざした個別のプログラムを提供し、健康スポーツの一般化を目指す。

期	会 場	日 程	回数	延べ参加者見込
1	高田スポーツセンター（高田城址公園）	5月10日～6月28日	8	160人
2	総合体育館	8月23日～10月11日	8	160人
3	ジムリーナ	10月25日～12月13日	8	160人
- いきいきスポーツ教室委託事業（517 千円）
  - 上越 SC ネットと連携し、スポーツクラブの無い大島区（6 回×3 教室）、牧区（6 回×2 教室）でスポーツ教室を開催し、日常でスポーツを楽しむ環境を提供する。
- 東京オリンピック・パラリンピックホストタウン事業（6,899 千円）
  - ドイツとの交流やパラスポーツ体験を通じスポーツ振興を図ると共に、国際交流への関心や共生

社会への理解を深める。

実施事業名	事業内容
あすチャレ！スクール （小中学校 5 校で実施）	パラアスリートによるデモンストレーションやパラスポーツ体験等によりパラスポーツの良さを感じさせる出前授業（名立中学校、吉川中学校、保倉小学校、富岡小学校、里公里小学校）
あすチャレ！ジュニア アカデミー小中学校 5 校 で実施	パラアスリート講師による講話や障がいの疑似体験を通じて「障がい」について考える出前授業
ユニバーサル・ラン スポーツ義足体験授業	スポーツ義足の体験や義足アスリートとの交流、講話を通じて、児童の心のユニバーサルを推進する出前授業
オリンピック交流事業	オリンピックを招致し、講演会を実施することでスポーツに対する考え方や、生き方を学ぶ
ドイツへのジュニア選 手派遣事業	東京オリンピック・パラリンピックで選手を受け入れた、柔道と体操競技に取り組んでいる中高生をドイツに派遣し、交流を深めることで競技団体レベルの交流の継続をめざす。

## (4) 成果指標

評価内容	令和 5 年度目標
1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 回 1 年以上実施している人の割合 ※実施率＝健康づくり推進課、検診参加者の調査結果 <現状値：R4・35.7%KDB（特定健診結果より抜粋）R4 県 36.3%、国 40.1% 市は県に対して 0.6%、国に対して 4.4%下回っている。>	36.7%以上

## 2 総合型地域スポーツクラブ育成・支援事業

## (1) 目指す姿

- 総合型地域スポーツクラブは、会員数の減少により体制を維持していくことが困難になりつつあるが、中学校部活動が部活動を制限した場合の地域の受け皿となることを見込まれる他、市民に多様なスポーツを提供していることから、それぞれのクラブが資源（人的・物的）を共有できるような自発的組織の編成を支援することにより、地域におけるスポーツ活動が推進されることを目指す。

## (2) 取組方針

- 総合型地域スポーツクラブの自発的祖組織の編成と健全な運営を支援し、身近な地域で市民が多様なスポーツに取り組む機会を提供する。

## (3) 取組内容

- 総合型地域スポーツクラブ運営補助金（3,775 千円）
  - 上越 SC ネットに運営補助を行うことで、市内 12 クラブとの連絡調整を行い、各クラブの資源の共有化を推進し、中学生対象の地域クラブ活動の支援の他、様々なスポーツを市内各所で実施できる体制を構築し、市民のスポーツの習慣化による健康の保持増進を図る。

## 上越市第3次総合教育プラン実施計画に基づく令和5年度の取組

- ② 総合型地域スポーツクラブ活動支援補助金（100 千円）
  - ・新たに設立したスポーツクラブの運営が軌道に乗るように、設立から 5 年間支援し新設された総合型地域スポーツクラブの自立を促す。
- ③ 総合型地域スポーツクラブ研修会(34 千円)
  - ・総合型地域スポーツクラブの指導者や生涯スポーツ関係者対象の研修会を実施し、総合型地域スポーツクラブの認知度を高めると共に、生涯スポーツ指導者の資質の向上をめざす。

- ⑤ スポーツ指導者が地域で活動できる環境整備
  - ・コーチング研修会の開催（104 千円）
    - スポーツ指導者を対象に、児童生徒の発達特性やハラスメント等指導上の留意点について学ぶ機会を提供することで指導者の資質の向上を図り、保護者が安心して指導を任せられるクラブの育成をめざす。
  - ・上越市地域クラブフェア（1.800 千円）
    - 小中学生を対象とした、地域クラブを開催しようと考えている団体が一堂に会してブースやチラシを通じた活動紹介を展開することで、小中学生と地域クラブの各団体とのマッチングを図る。

### (4) 成果指標

評価内容	令和5年度目標
市内の総合型地域スポーツクラブ、市スポーツ協会に所属する会員の人口に対する割合。 <現状値：R4・11%>	12%以上

### (4) 成果指標

評価内容	令和5年度目標
中高生の北信越大会と小・中・高生の全国大会出場者数 <現状値：R4・667人>	560人以上

## 3 スポーツ競技力の向上

### (1) 目指す姿

- ・多くの指導者を育成し、ジュニア期からトップレベルまでの指導を充実させることで、競技力の向上を目指す。

### (2) 取組方針

- ・指導者の育成や確保のために、協定を結ぶ大学や実業団チームと連携し、最先端の指導方法を学べる講習会を開催すると共に、部活動指導者が地域で活動できる環境整備に向けた市内スポーツ団体の体制づくりを支援する。

### (3) 取組内容

- ① ジュニアアスリートの育成
  - ・ジュニア期から少年期まで一貫した指導体制を構築することで、競技人口の増加を図ると共に、選手層の育成強化を図ることで、競技力の向上をめざす。
  - ・上越市スポーツ少年団補助金（218 千円）
  - ・ジュニアトップアスリート育成強化事業（体操、硬式野球、山岳、XC スキー）（1,615 千円）
  - ・地域ジュニア競技スポーツクラブ育成事業（県補助事業、空手道、バレーボール）（1,422 千円）
  - ・上越市スポーツ協会ジュニアスポーツクラブ補助金（1,527 千円）
- ② スポーツ指導者養成事業補助金（880 千円）
  - ・上越市スポーツ協会及び加盟 8 団体（水泳、ソフトボール、弓道、剣道、バドミントン、バスケットボール、アイスホッケー、スポーツ少年団）の指導者講習会への支援
- ③ 日本体育大学との連携事業（167 千円）
  - ・協定を結んでいる日本体育大学から指導者を招致し、アスリートや指導者への研修会を開催し、指導力の向上を図る。（年 2 回予定）
- ④ スポーツ活動サポート事業（延べ小学校 37 回、中学校 1,132 回 3,561 千円）
  - ・小中学校で行われる課外活動及び運動部活動へ、専門的な知識と技術を持つ外部指導者を派遣し、競技力の向上を目指す。

プラン4 スポーツの振興

取組4-2 スポーツ環境の充実

□ 目標

スポーツ施設が適正に配置され、安全で快適にスポーツができる環境を整備する。

1 体育施設整備事業

(1) 目指す姿

- ・スポーツ施設が適正に配置され、安全で快適にスポーツができる環境整備を目指す。

(2) 取組方針

- ・安全で快適なスポーツ環境を維持していくため、ユニバーサルデザイン指針等に基づき、施設や設備、用具の機能維持に努める。
- ・利用実態やニーズの変化などを踏まえ、施設の統廃合や機能の拡充、新たな施設・機能の整備などを計画的に進めスポーツ関連施設の適正配置に取り組みます。

(3) 取組内容

① 体育施設の整備・修繕費（307,670千円）、備品購入費（26,385千円）

- ・主な施設整備事業

工事名	実施内容	金額 (千円)
上越総合運動公園テニスコート人工芝張替え工事	A5～8コート、B5～8コートの人工芝張替え	85,822
高田城址公園野球場照明不点改修工事	ナイター照明の配線、照明器具の取替	17,710
柿崎総合体育館ガスヒートポンプエアコン更新工事	室外機及び室内機の更新	17,050
安塚B&G海洋センタープール上屋膜体取替工事	膜体及び取付金具の取替	13,376
三和体育館バスケットゴール更新工事	バスケットゴールの取替	6,710
高田城址公園庭球場（第三）擁壁クラック改修及び塗装工事	擁壁のクラック補修・塗装	4,022
藤野野球場内野改修工事	土の補充、ホームベース等の取替	2,651
高田城址公園庭球場（第三）照明修繕工事	ランプ・安定器取替、傾き矯正補強	2,442
高田城址公園弓道場射場照明修繕工事	照明器具のLED化	1,650
柿崎総合運動公園野球場外野フェンスカバー設置工事	フェンス笠木に黄色カバーを設置	1,353
安塚B&G海洋センタープール照明LED化工事	照明器具のLED化	1,291
清里スポーツ公園グラウンドBコートバックネット改修工事	バックネットのかさ上げ	1,052

- ・主な備品整備事業（26,385千円）

品名	施設名	金額 (千円)
ランニングタイム表示機・操作盤	高田城址公園陸上競技場	8,519
バレーボール用具 (支柱、支柱カバー、アンテナ等)	高田スポーツセンター、大島多目的ホール、清里スポーツセンター、三和体育館	1,412
木製レイキ、コートブラシ、ラインカー	総合運動公園テニスコート、スポーツ公園多目的広場ほか	192
AED:7台	びょうぶ谷野球場、直江津海岸ビーチバレーコート、柿崎第1庭球コート、大潟運動広場ほか	2,926
音響設備	三和体育館	770
トラクター用パイプロレイキ、集塵機	高田城址公園野球場	1,814
乗用草刈り機用集草アタッチメント	大潟運動広場	132
除雪機	大島多目的ホール	3,113

② 建物等定期点検、消防設備点検（11,599千円）

- ・建築物点検（3年/1回）、建築設備点検（毎年）、防火設備点検（毎年）、消防設備点検（毎年）

③ 体育施設の適正配置の方向性（前期計画：R3～7年度）

施設名	施設区分	計画
三和西部スポーツハウス	体育館	令和7年3月31日廃止

(4) 成果指標

評価内容	令和5年度目標
体育施設の1施設当たりの年間延べ利用者数	
【体育館】 〈現状値：H30～R4平均〉 20,253人/施設	直近5年の平均利用者数以上
【野球場】 〈現状値：H30～R4平均〉 6,192人/施設	直近5年の平均利用者数以上
【多目的広場】 〈現状値：H30～R4平均〉 5,319人/施設	直近5年の平均利用者数以上
【テニスコート】 〈現状値：H30～R4平均〉 5,363人/施設	直近5年の平均利用者数以上

## 令和 5 年度スポーツ推進審議会の日程（案）

### 第 1 回審議会 6 月 30 日（火）

#### 議 題

- (1) 第 3 次教育総合プランに基づく令和 5 年度のスポーツ施策について

### 第 2 回審議会 11 月上旬

#### 報告事項

- (1) 中学校部活動検討委員会の進捗状況について（学校教育課）
- (2) 地域クラブ事業の進捗状況について（事務局）

#### 議 題

- (1) 令和 5 年度スポーツ施策の実施状況について（上半期実績）

### 第 3 回審議会 3 月下旬

#### 議 題

- (1) 令和 5 年度の実施状況について（見込み）
- (2) 令和 6 年度のスポーツ施策について



# ◆ 持続可能な新たな仕組・制度の創設に向けて（スケジュール）

子どもたちに  
多様な活動機会を

- ・部活動にはなかった活動機会
- ・専門性の高い指導
- ・地域の人との新たな交流

学校・先生が本来の業務に  
エネルギーを注ぐために

- ・部活動指導の負担軽減
- ・放課後・休日の超過勤務の削減

◆上越市中学校部活動ガイドラインを改定  
(令和5年度から休日における部活動を行わない)

令和4年度

R5年度から地域移行するための準備  
(受け皿となる既存団体との調整等)

令和5年度

部活動に代わる新たな  
仕組・制度を創設

令和6年度

新たな仕組・  
制度の検証

令和7年度

休日完全移行への最終確認・  
平日の段階的実施の準備

令和8年度

土日の完全移行・  
平日の段階的実施

## 受け皿となる既存団体との調整

- ◎スポーツ団体との連絡調整により令和5年度に実施するスポーツ活動の受入人数、指導者数、謝金、会場、会費を決定する
- ◎スケートボードなどのアーバンスポーツを行う団体との連絡調整
- ◎団体間の連絡調整を行うコーディネーター雇用の検討
- ◎スポーツ活動を行う、団体に対して学校体育施設開放の拡充を検討

## 学校側の準備

- ◎ガイドラインを改定し休日部活動を実施しないことの周知
- ◎教職員の休日活動への参加体制整備
- ◎生徒・保護者に対する周知

## 今後のスケジュール(予定)

- ・1月11日 R5年度実施可能なクラブ把握
- ・2月上旬 参加希望クラブに対する説明会
- ・3月上旬 参加希望クラブに対する説明会
- ・3月中旬 R5地域クラブ活動内容確定
- ・4月1日 改定版上越市中学校部活動ガイドライン施行
- ・4月15, 16日 地域クラブフェア(仮称)
- ・4月27日 生徒募集締切(参加数確定)
- ・5月10日 市主催指導者講習会
- ・5月20日 第1回地域クラブ活動(仮称)

## 合意形成・検証

- ・関係機関との情報共有・周知を行なう
- ・年4回の検討機会により検証・改善を図る

検証  
改善

## 運営主体の確保

- ◎コーディネーターを配置して指導者と生徒のニーズのマッチング

## 指導者の確保

- ◎質・量確保のため地域で活動する指導者に日本スポーツ協会の公認資格取得を促す

## 場所の確保

- 学校開放の拡充 ◎地域部活動の実施を希望する団体から申請を随時受付

## 機会の提供

- 地域クラブフェア(仮称)の実施
- ◎市内中学校新1年生と受け入れ団体のマッチングのためのフェアを年2回(4月・11月)実施

## 移動手段の確保

困窮家庭への支援なども課題として認識

※令和8年度以降も継続

地域が受益者負担  
で自立出来る仕組  
を構築